

蒙古使趙良弼宛南浦紹明詩文の再検討

朱雀 信城

はじめに

蒙古襲来の直前、日本にやってきた蒙古使趙良弼に対して、日本人禅僧の南浦紹明が贈った次のような詩文がある。

和蒙古国信使遣宣撫韻（有東林遠之語二首）

遠公不出虎溪意 遠公虎溪を出でざるの意

非是淵明誰賞音 是れ淵明に非ずば誰か賞音せん

欲話箇中消息子 箇中の消息子を話せんと欲す

蒲輪何日到雲林 蒲輪何れの日か雲林に到るや

外国高人来日本 外国の高人 日本に来る

相逢談笑露真機 相逢うて談笑 真機を露わす

殊方異域無羌路 殊方異域 差路無く

目撃道存更有誰 目撃道存 更に誰か有らん

〔円通大応国師語録〕卷下「偈頌」所収

この二首の詩文はタイトルから分かるとおり、良弼が詠んだ詩文に南浦が次韻したものである。この両者による詩文の交歓は、これまでも研究史でよくとりあげられている。しかしながら、いつどの段階で詠まれたものか、どこで詠まれたものか、同時に詠まれたか否かなど、解釈が錯綜しており決着がつかっていない。拙稿でもいつどの段階で詠

まれたものかについて二説あることを指摘し、「いずれの時のものかは判じがたい。」と述べたことがある。本稿では、このように錯綜したこの詩文の解釈を整理し、再検討することで、一応の見通しを提示するとともに、その背景を検討することを目的とする。

一 詩文が詠まれた場所

まず、この詩文が二度に分けて詠まれたものであるのは村井章介氏である。村井氏は一首目を「良弼が対面前に南浦のもとに送った詩に寄せた和韻」、二首目を対面した場所は明確にしていなが、「直接会って語りあつたのちの唱和」であるとする。村井氏が直接的に指摘しているわけではないが、この解釈は南浦の所属する寺（興徳寺あるいは崇福寺、この点後述）で対面した際に詠まれた詩文であるとする説を修正したものになっている。

確かに、一首目の四句目を西尾賢隆氏が解釈するように「がまで包んだ車輪の車に乗って拙寺に来られるのは、いつの日のことか。」と解釈するならば、この詩文が詠まれた時点で良弼は「拙寺」に来ていないことになり、少なくとも一首目は寺で詠まれたものではない。二首目の二句目には「相逢うて談笑」するとあり、実際に対面を果たしていると考えてよい。村井氏のように解釈することは可能である。

しかし、一首目を子細に検討するとやや違和感をおぼえる。この一首目が「虎溪三笑」の故事をふまえたものであることは、いうまでもない。「虎溪三笑」の故事とは、以下のような内容である。

東晋の僧慧遠は廬山（江西省にある山）の東林寺に隠居して三十年、決して外界との境界となる虎溪（谷川の名）を渡ることはなかった。ところがある日、陶淵明・陸修静の二人が慧遠のもとを訪れ、二人を見送った際に、話に夢中になって慧遠は虎溪を越えてしまった。虎の吠える声を聞いて初めてそれと気づいた三人は大いに笑いあった。

〔廬山記〕

一首目の内容は、^⑤宿舎ないしその周辺から出ないで日々過ごしている良弼を虎溪を出なかつた慧遠に准え、自身を慧遠に思わず虎溪を越えさせた陶淵明に准え、慧遠に対して宿舎に閉じこもっていないで私の寺に遊びに来てください、大いに話しをしましょう、と誘っている内容と解釈することができる。村井氏のように、この一首目が詠まれた段階で二人が対面を果たしていないとすると、南浦は、実際に会っていないにもかかわらず、（慧遠が陶淵明との話に夢中になり、思わず虎溪を越えてしまったように）自分と話をすると話に夢中になって思わず宿舎周辺の地を出てしまうと云っていることになり、やや傲慢に思える。

また、この詩は良弼の側から詠んだ詩に南浦が答えているものである。対面を果たしていないにも関わらず、良弼側から南浦に対して詩を送ったことになるわけで、どうして南浦の存在を良弼が知りえたのかという疑問も残る。

一首目が南浦の寺で詠まれたものでないことは明らかではあるが、それをもって対面が果たされていないと解釈する必要はなく、また対

面が寺でしか行われなくてもなかる。ここはシンプルに、二首とも良弼の宿舎を南浦が訪れて両者が対面を果たし、そこで大いに話が盛り上がったので、次は自坊に来よう南浦が誘った際の詩と解釈するのが穏当であろう。同一タイトルによる二首の詩文をわざわざ二度に分けて成立したと解釈する蓋然性は乏しいように思われる。

二 詩文が詠まれた時期

拙稿で指摘したように、この詩文が詠まれた時期については、①良弼が一度目の来日時で南浦が姪浜興徳寺住持の時のもの、②良弼が二度目の来日時で南浦が大宰府崇福寺住持の時のもの、とする二説がある。良弼の来日は、文永八年九月（文永九年正月に高麗国都開京へ戻る）と文永九年五月（文永十年三月に高麗国都開京へ戻る）の二度である（略年表）。一方の南浦は、文永七年十月二十八日に姪浜興徳寺の住持となり、文永九年十二月二十五日に大宰府崇福寺の住持となる（略年表）。したがって、本来は良弼が二度目の来日時で南浦が興徳寺住持の際の可能性もあるはずである。

さて、詩文が詠まれた時期について触れている論考は多いのであるが、実はそのほとんどが根拠を示していない。この点に関して唯一根拠を示しているのが、西尾賢隆氏の論考である。同氏は「雲林を廬山のように俗気を絶つたところと解して、太宰府市の山中にあった崇福寺をさすとみたい。」としてゐる。「雲林」は雲のかかっている林のこととで、俗世間を離れているところにとえられる語である。確かに崇福寺は四王寺山の山中に所在するため、「雲林」を文字通り「雲のかかっている林」と解釈すると、興徳寺より崇福寺の方がよりふさわしい。

略年表

年月日	事項
文永4年(1267)	南浦紹明、南宋より帰国。建長寺典藏となる。〔円通大応国師塔銘〕
文永7年(1270) 10.28	南浦紹明、姪浜興徳寺に入院。〔円通大応国師語録〕
12.一	趙良弼、国信使に任じられる。〔元史卷7・同趙良弼伝〕
文永8年(1271) 正.15	趙良弼、高麗国都開京に到着。〔高麗史卷27〕
9. 6	趙良弼、高麗国都を出て日本に向かう。〔元高麗紀事〕
9.19	趙良弼、今津に着岸、大宰府に至る。〔元史日本伝・東福寺文書・五代帝王物語〕 ※一度目の来日
9.25	趙良弼、書状を出し、国書の副本を少弐氏に渡す。〔東福寺文書・元史趙良弼伝・吉統記〕
10.一	少弐氏より幕府に牒状案文到来。〔関東評定伝〕
10.23	幕府より朝廷に牒状案文到来。〔吉統紀〕
11.一	これより先、趙良弼、この頃までに返答がなければ兵船を準備すると日本側に通告する。〔吉統記〕
12.一	趙良弼、書状官張鐸を本国に帰還させる（しかし高麗にとどまる）。〔関東評定伝〕
(12月末～翌1月初)	趙良弼、使人12名とともに対馬に送られる。〔元史趙良弼伝・高麗史卷27〕
文永9年(1272) 1.18	趙良弼、高麗国都に戻る。〔高麗史卷27〕
	趙良弼、張鐸に命じて、日本の使者12名を元都燕京に赴かせる。〔高麗史卷27、元史日本伝〕
2. 1	張鐸及び使者、元都に入り入見を求めると、許されず〔元史卷7、同日本伝〕
4. 3	張鐸、日本の使者12名を伴い、高麗国都に戻る。〔高麗史卷27〕
4. 7	張鐸ら、同地を出発。高麗王元宗、日本国王に対し、元朝に通好するよう国書を出す。〔高麗史卷27、元高麗紀事〕
5.一	張鐸ら（おそらく趙良弼も）再来日。高麗国王の国書が齎される。〔関東評定伝〕 ※二度目の来日
12.25	南浦紹明、大宰府崇福寺に入院。〔円通大応国師語録〕
文永10年(1273) 3.一	この頃、南宋密使瓊林、帰国。〔贊皇復鼎記〕。注
3.20	趙良弼、高麗国都へ戻る。〔高麗史卷27〕
5.一	趙良弼、元都へ帰る。〔元史趙良弼伝、同卷8〕

※前掲註(11) 池内著書、山本論文、『対外関係史総合年表』などより作成。

注)「贊皇復鼎記」の「今西淮襄漢四川、悉為我有」の記述が、至元10年2月24日の襄陽陥落をふまえてのものであれば、瓊林と良弼とは会談しているので、この頃の帰国となる。後掲註(26) 太田論文381頁、『対外関係史総合年表』当該日条参照。

しかし、崇福寺は四王寺山の山すその谷部に展開しており、さほど山深い位置ではない。また、鎌倉時代に少弐氏の守護所があったとされる「御所の内」という地名の場所からは、最も奥に位置する方丈比定地までもわずかに四〇〇〜五〇〇程度の距離で、東側の丘陵をはさんだ四王寺山南東部には数百名にも及ぶ僧侶がいたという原山無量寺があり、西側の隣接地には観世音寺の子院が展開するなど、大変開けた土地であったと考えられる。決して俗気を絶った、廬山のような場所とはいいがたい。西尾氏自身「崇福寺をさすとみたい、(傍点は筆者)」と記しているように、根拠としてはやや弱いといわざるを得ない。

そこで、再度詩文の内容を確認するが、一首目で虎溪三笑の故事を引用しているのは、良弼が長く宿舎周辺に留まっておりに自由に出歩いていない状況を、東林寺に籠もっていた慧遠になぞらえたからである。この詩文は良弼側からの詩文に答えたものなので、あるいは良弼が詠んだ詩自体に自らを慧遠に喩える内容が入っていたかもしれない。もし良弼の宿舎が大宰府に所在していたならば、同じ大宰府に位置する崇福寺を訪れることを「虎溪を越える」ことに喩えるであろうか。

ここで注意をしておきたいのは、必ずしも蒙古の使者である良弼が当時宿舎に軟禁状態であったため外出できなかったとは考えにくい点である。文永六年九月に日本に到来した高麗使高柔は、大宰府安楽寺(大宰府天満宮)において自らが所持していた毛冠を献上し、その内容を詩に詠んでいる。良弼が日本に到来する直前に日本に到来した三別抄の牒使によって、日本の高麗に対する対応が以前より厳しくなった可能性はあるが、仮にそのために良弼が宿舎に軟禁状態であったとするならば、そもそも南浦自身自坊に誘うことなどできない。

つまり、良弼が宿舎周辺にひきこもっていたのは自らの意思による

と考えられるのであるが、それならば、その原因は何か。来日時に良弼を応対した少弐氏との緊張関係がその原因ではないかと考える。

良弼は文永八年九月十九日に博多湾の今津に着岸し、大宰府に入る。皇帝フビライはこれ以前の対日交渉が不調に終わったのを、大宰府に在る少弐氏が中央に情報を伝えていないためと考えており、良弼に対しては国書を京都に直接持参するよう命じていた。少弐氏はこれを拒否し、十数回に及び国書を探し入手しようとした。結局この妥協案として、良弼は国書の副本を作成し、九月二十五日付けで副本が一字一句間違いないことを誓約した内容の添え状を添付して、十一月までに返答するよう求めて少弐氏に手渡したのであった。国書の副本および良弼の添状は、少弐氏の手で幕府に伝えられ、その後十月二十三日には朝廷に齎される。院の評定では先に作成した菅原長成起草の返牒草案を少々手直して返牒することにしたが、結局返事がなされることはなかった。おそらくはこの状況を受けて、翌正月に良弼は高麗に戻り、さらに張鐸らが元へ帰る。良弼は五月に張鐸らとともに再来日したと考えられ、その際、高麗からの牒状が齎されるも、事態は変わらず、文永十年二月には高麗へ、五月には元へ帰ることとなる（略年表）。

以上の交渉過程のうち、もつとも良弼が日本側と緊張関係にあったのは、一度目の来日当初のことである。自ら京都へ行くことを要求し、国書を渡さなかつたことで、少弐氏と鋭く対立した良弼ではあるが、一方で、日本との戦争は回避したいと考えていた。良弼はこれ以上少弐氏を刺激することは避けようと自らの行動を慎んだであろう。その後、副本を提出したことで、一段落ついたこととは思いますが、それ以前は大変緊迫した状況であったことは推測に難くない。当然この時期は自由に行動することはできにくかつたと考えられる。良弼が宿舎周辺

にひきこもっていたのは以上のような背景があったと想定してもあながち外れてはいないのではないか。二度目の来日時では、南浦が興徳寺住持の時期であれ、崇福寺住持就任後であれ、慧遠にたとえられるほど外出を控え、宿舎周辺にひきこもらざるを得ない状況が想定しにくいのである。

三 詩文交歓の背景

最後に、どうしてこの交歓が行われたのかについて私見を述べたい。この詩文の交歓については、開戦前の緊迫した状況のなかで平時と変わらず行われた文化的交流を高く評価する指摘がこれまでなされている。一方、政治的な背景を指摘する説もある。もし、詩文の交歓が良弼一度目の来日当初の、緊迫した少弐氏と良弼との関係が一段落した後のものとする前節の推測が認められるものならば、後者について、さらに以下のような想定が可能となろう。

緊張度の高まる日蒙関係の中で、直接京都行きを要求した良弼への対応は、そもそも外交に暗い少弐氏にとって難しいものであった。少弐氏は良弼に対して、わずか七日間で十数回に及ぶ搜索を実施するという、かなり強行な対処を行った。当然両者の間は相当に険悪になつたと推測する。副本を良弼が少弐氏に提出した後、しばらくは朝廷・幕府の回答を待たなければならぬ。その間少弐氏は使者良弼への日常的な対応を迫られたはずであり、少弐氏が両者の険悪な関係を修正したいと考えても不思議はない。そこで、良弼の態度を軟化させることを企図して、少弐氏は遅ればせながら南浦に対して使者への接待を要請し、その際詩文の交歓を行ったと考えられるのは、解釈が穿ちすぎで

あろうか。また、良弼の側からしても、本心としては戦争を回避したいのであり、このような少弐氏の態度の変化は思いに叶うものであつたはずである。無論、南浦の詩文からは政治的意図が窺える部分は見当たらないのであるが、少弐氏が差配する使者の宿舎への訪問であることを考えると、やはりこの詩文の交歓は単なる訪問ではなく、少弐氏の政治的意図がそこに介在したと考える方が自然であろう。

おわりに

以上、詩文の解釈を手掛かりとして、詩文の交歓が良弼の一度目の来日時、南浦が興徳寺住持の時期で、良弼の宿舎を南浦が訪問した際のものとして推測し、その背景として、良弼来日時の緊迫した状況が国書副本提出によって一段落し、関係修復を企図した少弐氏が留学経験を持つ南浦に詩宴による接待を要請したという政治的状況を想定してみた。具体的に言えば、この詩文の交歓は、文永九年九月二十五日の国書副本提出以降、良弼が高麗に戻る十二月～翌年正月以前の出来事と考える。しかしながら、いかなせん情報も少なく、詩文の解釈と状況証拠のみで論を構成したため、他の可能性を完全に否定しきれないわけではない、一案の提示に留まっている。

筆者は武家でありながら、朝廷側の大宰府現地の最高責任者という特異な存在である少弐氏の活動に注目している。本稿は推測に推測を重ねた不十分な内容となったが、当該期の少弐氏の動向に関する研究に、ささやかながら寄与できれば幸いである。

註

- (1) 『大正新修大藏経』八〇（大正新修大藏経刊行会、一九三一年）二二五頁。
- (2) 拙稿「至元八年九月二十五日付趙良弼書状について」（『年報太宰府学』二、二〇〇八年）一六頁。
- (3) 村井章介「蒙古襲来と異文化接触」（『荒野泰典・石井正敏・村井章介編』日本の対外関係4 倭寇と「日本国王」）吉川弘文館、二〇一〇年、初出は二〇〇八年）六〇頁。
- (4) 伊藤幸司「蒙古襲来をめぐる円爾と南浦紹明」（『都府楼』三三、二〇〇二年）一九頁他。
- (5) 西尾賢隆「モンゴル襲来前夜の日元交渉の一面―趙良弼と大心―」（『同』中世の日中交流と禅宗）吉川弘文館、一九九九年、初出も同年）三六頁。
- (6) この宿舎は大宰府に所在したものと考えている。拙稿註(2)論文二六頁註(15)参照。
- (7) 古い事例だが、承和五（八三八）年春、小野篁は、当時大宰府鴻臚館に來航していた唐人沈道古と詩を唱和している。「日本文徳天皇実録」仁寿二（八五二）年十二月二十二日条（『太宰府市史古代資料編』四九二頁）参照。
- (8) 興徳寺は現在福岡市西区姪浜に所在する禅宗寺院。肥前守護北条時定娘妙恵禪尼が文応元（一二六〇）年に建立したと伝えられる。寺伝では以前は下野間（現在地の東側に位置する平野部）に所在したという。
- (9) 崇福寺は現在福岡市博多区千代に所在する禅宗寺院。戦国時代末までは大宰府横岳に所在した。
- (10) 前掲註(2)拙稿一六頁註(15)に掲出した論考以外に趙良弼の一度目の来日時で南浦紹明が興徳寺の住持である時期とするものとして、佐伯弘次「日本の中世9 モンゴル襲来の衝撃」（『中央公論新社、二〇〇三年）八一頁、佐藤秀孝「西瀛子雲の渡来とその功績」（『駒澤大學佛教學部論集』三八、二〇〇七年）六〇頁、伊藤幸司「博多の寺社」（『大庭康時・佐伯弘次・菅波正人・田上勇一郎編』『中世都市・博多を掘る』海鳥社、二〇〇八年）二二七頁、一方、趙良弼の二度目の来日時で南浦紹明が崇福寺の住持である時期とするものとして、前掲註(3)村井論文六〇頁、村井章介「倭寇と「日本国王」」（『通史』）註(3)村井他編著）三頁がある。この村井論文三頁所収の「第四卷略年表」では、一

二七二年の項目で「元使趙良弼、大宰府の崇福寺で南浦紹明と漢詩を唱和（円通大応国師語録）」と記し、詩の交歓（二首目）が行われた場所を崇福寺に特定する。南浦が崇福寺に入寺するのは、同年十二月二十五日のことなので（略年表）、同月二十五日～三十日の六日間に限定されることになる。しかし同年に比定する根拠は不明。

(11) 池内宏「元寇の新研究」（東洋文庫、一九三二年）一〇二～一〇八頁、山本光朗「元使趙良弼について」（『史流』四〇、二〇〇一年）二六～四三頁、『対外関係史総合年表』（吉川弘文館、一九九九年）。前掲註(2) 拙稿一〇頁、一五頁註(1)。

(12) この可能性がはじめから検討されなかつたのは、おそらく『大日本史料稿本』文永十年三月是月条の記述（より一般的には『史料総覧』巻五同日条）により、文永十年三月に良弼が再来日したという誤解があるからと考える（文永十年三月にはすでに南浦が崇福寺に移徙しているため）。しかし、池内宏氏の研究でこの記事は趙良弼が高麗に帰ったことを示すものであることが指摘されている（前掲註(11) 池内著書一〇七頁、前掲註(11) 山本論文一〇・四三頁、『対外関係史総合年表』も参照のこと）。実は『太宰府市史』でも同様の誤りを犯しているので、以下指摘しておきたい。『中世資料編』二六六頁「その後趙良弼は文永十年にも使者として来日したが」、「通史編Ⅱ」九〇頁「その後趙良弼は文永十（一二七三）年にも使者として来日したが」、「年表編」一〇六頁文永十年三月条「この月、元使趙良弼、再び大宰府に到着する。ついで5月、退去する」。

(13) 前掲註(5) 西尾論文三六頁。なお、前掲註(3) 村井論文六〇頁でもこの考えが支持されている。

(14) 前掲註(5) 西尾論文三六頁では、許渾の「送隠者」（「三体詩」）に、「古え自り雲林は市朝に遠ざかる」とあるのをふまえていることを指摘する。

(15) 標高で四〇〇より八〇〇。崇福寺の伽藍推定については、中島恒次郎「IV成果」（『太宰府の文化財45 横岳遺跡—横嶽崇福寺跡の調査—（遺構編）』太宰府市教育委員会、一九九九年）八一頁を参照。

(16) 御所の内については山村信榮「守護武藤少式の館」（『博多研究会誌』九、二〇〇一年）を参照。

(17) 榮西が安元元（一一七五）年に記した『改偏教主決』には「于是、鎮西太宰府ノ辺ニ有名山、号シテ日原也、住数百ノ淨侶、頭蓋並窓乎」とあり、当時の原山の隆盛ぶりが偲ばれる。『改偏教主決』翻刻」（『名古屋大学グローバル〇〇プログラム「テキスト布置の解釈学的研究と教育」第四回国際研究集会日本における宗教テキストの諸位相と統辞法 プレカンフアレンス真福寺大須文庫聖教展観—中世宗教テキストの世界—」名古屋大学大学院文学研究科、二〇〇八年）。

(18) 高倉洋彰「中世観世音寺の隆盛」（同『大宰府と観世音寺—発掘された古代の筑紫—』（海鳥社、一九九六年、初出は一九七七年）二二八～一五七頁。

(19) 横井聖山訓註「大応国師語録」（其中堂、一九五七年）三三二頁でも、趙良弼の原詩に慧達のこと詠われていた可能性を指摘する。

(20) 『関東評定伝』文永六年条に「九月、（中略）高柔依靈夢、獻所持毛冠於安楽寺、即叙其由、呈詩」とある。『太宰府市史中世資料編』二五五頁。

(21) 前掲註(11) 山本論文三一頁では、「元朝名臣事略」「野斎李公撰墓碑」の「高麗・聯羅」を三別抄のこととし、三別抄からの使者がまだ日本に留まり、趙良弼等に対して何らかの妨害を加えた可能性を指摘する。

(22) あくまで参考にしかならないが、「八幡愚童訓」（甲本）にも、趙良弼について、「此牒使、夜々筑紫ノ地ヲ見廻リ、船津・軍場・懸足待路ニ至ルマデ差図ヲシ、人ノ景色ヲ相シ、所ノ案内ヲ註シ、計リスマシテノ帰ケリ」との記述がある（ただし、文永五年到来の使者と混同している）。『日本思想大系20 寺社縁起』（岩波書店、一九七五年）一八一頁。

(23) 「異国牒状記」の記述によれば、後に結局正文の提出も行ったようである。「同（文永）八年十月、牒状到来、牒の使趙良弼ちきに天皇にたてまつるへきよし申て牒状をいたさす、仍宣旨を宰府に下されてめさるゝ時、正文をいたさ」とある。「異国牒状記」については、石井正敏「異国牒状記」の基礎的研究」（『史学』五四、二〇〇九年）参照。

(24) 前掲註(11) 山本論文四八頁。

(25) 実際この時期、良弼は大宰府で監視下におかれていたようである。「元朝名臣事略」「野斎李公撰墓碑」に「留公（良弼）太宰府、専人守護」とある。

(26) 良弼は二度目の来日時高麗国王からの牒状を日本に齎しているが、この

間の状況は全く不明である。一度目の来日時に激しいやりとりをし、期限を区切って返牒を要求したにもかかわらず、これまでと同じく返答がなかったこと、二度目の来日時について日本側に何ら史料が残っていないことなどから考えて、一度目の来日時ほどの緊迫した情勢はなかったものと推測する。

また、「南宋密使瓊林」の帰国により、良弼の立場が悪くなった可能性も考え得る。しかし、その到来は文永十年三月頃と考えられ、良弼の二度目の来日時の最末期に相当し、瓊林帰国後に長期にわたり外出出来ない情勢を想定することは難しい。

なお、瓊林については、太田彌一郎「石刻史料「贊皇復県記」にみえる南宋密使瓊林について—元使趙良弼との邂逅—」（『東北大学東洋史論集』六、一九九五年）、前掲註（11）山本論文四二頁を参照。

(27) 村井章介『東アジア往還』（朝日新聞社、一九九五年）二五頁、前掲註（5）西尾論文三七頁、上田純一「博多の禪寺・禪僧から見た日元交流」（同『九州中世禅宗史の研究』文献出版、二〇〇〇年、初出は一九九四年）六七頁など。

(28) 川添昭二「鎌倉中期の対外関係と博多—承天寺の開創と博多編首謝国明—」（『九州史学』八八・八九・九〇合併号、一九八七年）一四二頁は、この両首から南浦紹明について「少式資能の外交上の相談相手であったことが推知される」とする。また、前掲註（10）伊藤論文二二七頁では、詩文の交歓および南浦の崇福寺長期滞在を「鎌倉幕府の対モンゴル対策の一環」と解釈する。

〔付記〕関連する史料・文献について、川添昭二先生・佐伯弘次先生にご教示を頂いた。また、史料の検索については、「科学研究費補助金基盤研究（S）（課題番号18102994）「長崎県北松浦郡鷹島周辺海底に眠る元寇関連遺跡・遺物の把握と解明」報告書 文献資料編」第一冊、第二冊（研究代表者池田栄史・研究分担者佐伯弘次、二〇一〇年）他の恩恵に預かった。記して謝意を表したい。

（すじやく・しんじょう） 太宰府市市史資料室嘱託職員

太宰府市史 全13巻（14冊）編集委員長 川添 昭二

考古資料編	高倉洋彰・石松好雄編	平成4年4月刊行
民俗資料編	佐々木哲哉・森弘子編	平成5年4月刊行
建築・美術工芸資料編	澤村仁・八尋和泉編	平成10年5月刊行
古代資料編	長 洋一編	平成15年11月刊行
中世資料編	佐伯弘次編	平成14年10月刊行
近世資料編	中村質・梶原良則編	平成8年3月刊行
近現代資料編	有馬 学編	平成11年1月刊行
文芸資料編	赤塚睦男・山内勇哲編	平成14年9月刊行
環境資料編	小林茂・磯望・下山正一編	平成13年9月刊行
通史編 I	高倉洋彰・石松好雄・磯望・小林茂・長洋一編	平成17年3月刊行
通史編 II	佐伯弘次・梶原良則編	平成16年12月刊行
通史編 III	有馬 学編	平成16年9月刊行
「古都太宰府」の展開—通史編別編—	有馬学・日比野利信編	平成16年3月刊行
年表編	佐々木哲哉・森弘子編	平成16年3月刊行

※頒 価 各五、〇〇〇円（消費税込・送料別）

問い合わせ・申込先 太宰府市市史資料室

〒八二八—〇三三 太宰府市国分四丁目九—一 文化ふれあい館内

電話 〇九二—九二二—三三三二（直通・ファックス兼用）

ホームページ <http://dazaifumma.co.jp>